

税額【支給要件】の確認方法について 1

市民税・県民税課税所得証明書の場合



市民税額	
所得割額	均等割額
¥304,199	

この市民税額の所得割額の金額で就学支援金の申請について判断します。
【均等割額や県民税額は含みません。】

平成 28 年度 (平成27 年分)

住所 ○○市○○町字○○▲番地▲
氏名 愛知 太郎
生年月日 昭和○○年□□月▲▲日

※ この証明書は、福祉・教育関係の目的で発行したものです。

合計所得金額	課税標準額		市民税額		県民税額		年税額
	総所得分	総所得以外	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	
¥○○○○	¥○○○	¥◆◆◆	¥●●●	¥□	¥○○	¥▽▽	¥◎◎◎

所得の内訳		所得控除の内訳			
所得の内訳	○○○○	障がい者	該当 (非該当)	雑損	¥◎
		寡婦	特別寡婦等	医療費	¥◎
		勤労学生	該当 (非該当)	社会保険料	¥◎
		控除対象配偶者	有 (無)	小規模企業共済等掛金	¥◎
		特定	△人	生命保険料	¥◎
		一般	△人	地震保険料	¥◎
		老人	△人	配偶者特別控除	¥◎
		同居老親	△人	配偶者控除額	¥330,000
		合計	△人	基礎控除	¥◎
		障がい者	△人	所得控除計	¥◎
		同居特別	△人		
		特別合計	△人		
		一般	△人		

必ず 0円か金額の数字が記載されていること。
****などの表示でないこと。

サンプル:
市町村によって様式は異なります。

上記のとおり相違ないことを証明する。
平成28年6月1日
○○市長 ○○○○ 印

○ 配偶者が「控除対象配偶者」である場合

控除対象配偶者の欄か配偶者控除額の欄を探します。
「有」か330,000円の表示があるか確認します。

配偶者を扶養している人、おひとりの所得割額が

配偶者を扶養している人の課税証明書の中に、市町村ごとに様式は異なりますが、「控除対象配偶者」有 (あり) の表示か、配偶者控除額330,000円の表示があります。この場合は、その配偶者を扶養している人の所得割額を確認してください。この額が301,199円以下であれば、基本的には、この課税証明書1通で申請できます。※「配偶者特別控除」は関係ありませんので注意してください。
※: この額が301,200円以上場合、確認のため被扶養者の方の証明書を提出していただきます。

301,200円以上であれば

○ 配偶者が「控除対象配偶者」でない場合

お二人の証明書を用意し所得割額を合算します。

父母の所得割額を合計した額が

親権者 (父母) 両者の「市民税・県民税 (所得) 課税証明書」が必要です。お二人の合計額が304,199円以下の場合、就学支援金の認定が受けられます。それぞれ1部 (計2部) を添えて申請してください。